

## 基本計画部会第2ワーキンググループ審議結果

## 【修正等が必要と考える箇所及び理由】

## (1) 第2-3(1) 社会保障全般に関する統計の整備

- S H A手法に基づく保健医療支出推計については、本文において「国民医療費の精度向上に努めるとともに」とされているが、「国民医療費」は例示であり、推計の基となるその他の統計を含め、引き続き、精度向上が図られるよう「引き続き、推計の基となる既存統計等の精度向上に努めるとともに」と修正することが適当である。
- 医療、福祉及び介護関係の統計については、本文において「関連する統計体系を明らかにし」とされているが、該当する範囲の明確化を図る観点から、「これらの分野における統計体系を明らかにし」と修正することが適当である。

## (2) 第2-3(2) 人口減少社会に対応した統計の整備

- 国勢調査については、別表において「国勢調査のオンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進めるとともに、一層の公表時期の早期化に努める。」とされているが、取組の明確化を図る観点から、「国勢調査について、I C Tや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。」と修正することが適当である。
- 現在推計人口の基幹統計化については、別表において「外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、結論を得る。」とされているが、地方公共団体における推計との関係の整理とは、新たな推計方法に関する地方公共団体への周知であり、基幹統計化の検討に直接的に影響するものではないことから、別表からは削除し、「外国人の取扱いに関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。」と修正するとともに、本文において「調査方法の見直し、公表時期の早期化及び地方公共団体への推計方法の周知等に努めるとともに」と修正することが適当である。

また、実施時期については、「平成28年度末までに結論を得る。」とされているが、平成26年度にデータを収集し、平成27年度に推計方法の比較検証を行い、平成28年度前半までに基幹統計化の結論を得る予定であることを受けて、「平成28年度前半までに結論を得る。」と修正することが適当である。
- 社会生活基本調査については、別表において「『時間利用調査の調和に関するガイドライン』の内容を注視し、社会生活基本調査の調査内容の検討に活用する。」とされているが、既に平成25年10月の欧州統計家会議で同ガイドラインが承認されたため、『生活時間調査に関するガイドライン』(Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys)の内容を精査し、社会生活基本調査の調査計画の検討に活用する。」と修正することが

適当である。

### (3) 第2-3(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

- 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査については、別表において「客観性及び統一性を確保するための基準の設定等」とされているが、報告者における調査事項に対する理解が同一の下であることが明確となるよう、「客観性及び比較可能性を確保するための基準の設定等」と修正することが適当である。
- 子どもの学習費調査については、本文において「教育費関係の支出の負担感の高まりを背景に経済負担等をよりの確に把握することが必要である。」、別表において「学習費に関する経済的負担のよりの確な把握に向けた調査内容等の充実を図る。」とされているが、経済的負担を含め、学習費に関する更なる分析に資する観点から、本文については「教育費関係の支出の負担感の高まりを背景に学習費をよりの確に把握することが必要である。」、別表については「学習費のよりの確な把握に向け、学習費に関連する調査内容等の充実を図る。」とそれぞれ修正することが適当である。
- 学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計については、本文及び別表において、「学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計」とされているが、学校教育から就業へのライフコースとは、特定の期間を示すものであり、表現の適正化を図る観点から、「全般」を削除することが適当である。
- 社会教育調査については、別表において「教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議状況等を踏まえつつ」とされているが、平成25年12月に中央教育審議会の結果が出されたことから、「教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ」と修正することが適当である。

### (4) 第2-3(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

- 労働統計の整備については、別表において「ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえ、失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成及び提供について検討を行った上で、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。」とされているが、ILOでは定義変更に伴う実務マニュアルを今後作成する予定であること、また、失業率の算出方法の変更は社会的にも影響が大きいものであり、時系列比較の観点からも慎重な検討が必要であること、さらに、取組の明確化を図る観点から、「ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。」と修正することが適当である。

## 第2ワーキンググループ審議結果を踏まえた新旧対照表

## 第2 公的統計の整備に関する事項

## 3 人口・社会、労働関連統計の整備

## (1) 社会保障全般に関する統計の整備

基本計画諮問案	修正案
<p>(本文)</p> <p>また、SHA手法に基づく保健医療支出推計については、<u>国民医療費</u>の精度向上に努めるとともに、OECDにおけるSHA改定に積極的に関与し、国際比較可能性の向上を図る。</p>	<p>(本文)</p> <p>また、SHA手法に基づく保健医療支出推計については、<u>引き続き、推計の基となる既存統計等</u>の精度向上に努めるとともに、OECDにおけるSHA改定に積極的に関与し、国際比較可能性の向上を図る。</p>
<p>(本文)</p> <p>また、多数の統計調査及び行政記録情報に基づき作成及び提供されている医療、福祉及び介護関係の統計については、<u>関連する統計体系</u>を明らかにし、利便性、有用性等の向上を図る。</p>	<p>(本文)</p> <p>また、多数の統計調査及び行政記録情報に基づき作成及び提供されている医療、福祉及び介護関係の統計については、<u>これらの分野における統計体系</u>を明らかにし、利便性、有用性等の向上を図る。</p>

(2) 人口減少社会に対応した統計の整備

基本計画諮問案			修正案														
<p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎ <u>国勢調査のオンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進めるとともに、一層の公表時期の早期化に努める</u></td> <td>総務省</td> <td>平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	◎ <u>国勢調査のオンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進めるとともに、一層の公表時期の早期化に努める</u>	総務省	平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。	<p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎ <u>国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める</u></td> <td>総務省</td> <td>平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	◎ <u>国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める</u>	総務省	平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期															
◎ <u>国勢調査のオンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進めるとともに、一層の公表時期の早期化に努める</u>	総務省	平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。															
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期															
◎ <u>国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める</u>	総務省	平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。															
<p>【本文】</p> <p>このため、関係府省は、国勢調査及び現在推計人口等の人口や世帯の姿を明らかにする基本的な統計について、調査方法の見直しや公表時期の早期化等に努めるとともに、(以下略)</p>			<p>【本文】</p> <p>このため、関係府省は、国勢調査及び現在推計人口等の人口や世帯の姿を明らかにする基本的な統計について、調査方法の見直し、<u>公表時期の早期化及び地方公共団体への推計方法の周知等</u>に努めるとともに、(以下略)</p>														
<p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ <u>現在推計人口の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、結論を得る。</u></td> <td>総務省</td> <td>平成 28 年度末までに結論を得る。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ <u>現在推計人口の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、結論を得る。</u>	総務省	平成 28 年度末までに結論を得る。	<p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ <u>現在推計人口の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。</u></td> <td>総務省</td> <td>平成 28 年度前半までに結論を得る。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ <u>現在推計人口の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。</u>	総務省	平成 28 年度前半までに結論を得る。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期															
○ <u>現在推計人口の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、結論を得る。</u>	総務省	平成 28 年度末までに結論を得る。															
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期															
○ <u>現在推計人口の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。</u>	総務省	平成 28 年度前半までに結論を得る。															

基本計画諮問案			修正案		
【別表】			【別表】		
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
◎ 欧州統計家会議（CES）による「 <u>時間利用調査の調和に関するガイドライン</u> 」の内容を <u>注視</u> し、社会生活基本調査の <u>調査内容</u> の検討に活用する。	総務省	平成 28 年調査の企画時期までに結論を得る。	◎ 欧州統計家会議（CES）による「 <u>生活時間調査に関するガイドライン</u> 」（ <u>Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys</u> ）の内容を <u>精査</u> し、社会生活基本調査の <u>調査計画</u> の検討に活用する。	総務省	平成 28 年調査の企画時期までに結論を得る。

(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

基本計画諮問案			修正案		
【別表】			【別表】		
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び <u>統一性</u> を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。	文部科学省	平成 26 年度から実施する。	○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び <u>比較可能性</u> を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。	文部科学省	平成 26 年度から実施する。
【本文】			【本文】		
一方、学校教育関連統計については、社会問題となっている「いじめ」の実態をよりの確に把握することや、教育費関係の支出の負担感の高まりを背景に <u>経済負担等</u> をよりの確に把握することが必要である。			一方、学校教育関連統計については、社会問題となっている「いじめ」の実態をよりの確に把握することや、教育費関係の支出の負担感の高まりを背景に <u>学習費</u> をよりの確に把握することが必要である。		
【別表】			【別表】		
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 子どもの学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、 <u>学習費に関する経済的負担</u> のよりの確な把握に向けた調査内容等の充実を図る。	文部科学省	平成 26 年度から実施する。	○ 子どもの学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、 <u>学習費のよりの確な把握に向け、学習費に関連する調査内容等</u> の充実を図る。	文部科学省	平成 26 年度から実施する。

基本計画諮問案

【本文】

また、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計については、近年の就職ミスマッチなどによる若者の早期離職や未就業等の雇用状況の改善に向けて、学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の整備が求められている。

このため、学校教育関連統計については、「いじめ」等の実態を都道府県別に把握する児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における客観的な調査基準の設定等に取り組むとともに、報告者の負担を考慮した上で、子どもの学習費調査における調査内容の追加を検討する。また、学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計については、既存統計調査との連携も含めて、実現に向けて引き続き検討する。

【別表】

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 学校教育から就業への <u>ライフコース全般</u> を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。	文部科学省	平成 27 年度末までに結論を得る。

修正案

【本文】

また、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計については、近年の就職ミスマッチなどによる若者の早期離職や未就業等の雇用状況の改善に向けて、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の整備が求められている。

このため、学校教育関連統計については、「いじめ」等の実態を都道府県別に把握する児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における客観的な調査基準の設定等に取り組むとともに、報告者の負担を考慮した上で、子どもの学習費調査における調査内容の追加を検討する。また、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計については、既存統計調査との連携も含めて、実現に向けて引き続き検討する。

【別表】

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 学校教育から就業への <u>ライフコース</u> を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。	文部科学省	平成 27 年度末までに結論を得る。

基本計画諮問案			修正案		
【別表】			【別表】		
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
◎ 社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議状況等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。	文部科学省	次期（平成 27 年度予定）調査の企画時期までに結論を得る。	◎ 社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。	文部科学省	次期（平成 27 年度予定）調査の企画時期までに結論を得る。

(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

基本計画諮問案			修正案		
【別表】			【別表】		
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえ、失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成及び提供について検討を行った上で、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。	総務省	平成 28 年度末までに結論を得る。	○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。	総務省	平成 28 年度末までに結論を得る。



**統計委員会基本計画部会第 2 ワーキンググループ会合（第 1 回） 議事概要**

1 日 時 : 平成 25 年 11 月 14 日 (木) 12:59~15:35

2 場 所 : 総務省第二庁舎 6 階特別会議室

3 出 席 者

**【委 員】**

津谷委員 (座長)、北村委員、黒澤委員、白波瀬委員、廣松委員

**【府省・地方公共団体等】**

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、  
国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

**【事務局】**

内閣府統計委員会担当室 : 村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか  
総務省政策統括官(統計基準担当)付 : 横山統計企画管理官、山田統計審査官、  
澤村企画官、ほか

4 議事次第

- (1) 第 2 ワーキンググループにおける審議の進め方について
- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」の審議
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 第 2 ワーキンググループにおける審議の進め方について

基本計画部会第 2 ワーキンググループの審議スケジュール (案) 及び次期「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する審議の進め方について事務局から資料 1 及び参考に基づき説明が行われ、審議スケジュール (案) の内容で了承された。

また、津谷座長から白波瀬委員に座長代理が指名された。

- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」の審議

第 2 ワーキンググループの審議対象項目である「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について (諮問)」のうち、「第 2 公的統計の整備に関する事項」の「3 人口・社会、労働関連統計の整備」について、以下のとおり項目毎に審議を行った。

## ① 社会保障全般に関する統計の整備

社会保障全般に関する統計の整備に係る基本計画諮問（案）について、事務局から資料2に基づき説明が行われた。

また、当該項目における審議のポイントについて、事務局から資料3に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

### 《医療、福祉及び介護に関連する統計について》

- ・ 医療、福祉及び介護に関連する統計に係る「統計体系の全体像を整理」について、財政的に社会保障費用が伸びて行った場合に、実際どこに伸びがあるのか、受益者の情報も必要になってくる。  
例えば、高齢者の介護とか医療の受益者について、地域表章とか追加的な属性みたいなものをイメージして整理されると良い。政策評価の際の使いやすさとかを考え、出来る限り地域や年齢等を属性で見られるような表があれば良い。
- 体系図の整理については、分野別に区分する等利用者にとって分かりやすい全体像を示すという観点から、可能な範囲で検討していきたい。
- ・ イメージとして抑えておかなければいけないのは、この段階では、どのレベルのことに射程をおくのかということではないか。  
具体的な政策評価となると、公表データをいかに政策評価の基礎データに使うかという議論も同時進行させなければならないのではないかと。
- ・ 政策評価の話に縛られてしまうということであれば、可能な範囲で対応して頂けたらと思う。財政的な問題から、将来的には、医療、社会保障関係の統計を細かく分析し、政策が本当に必要かどうかという議論をしなければならない時がくると思われ、その時にどのような統計が必要かという観点からの準備が必要と考える。
- ・ 第3ワーキンググループにおいても統計と政策評価との関係に関して議論が出ており、特定の分野ではなく、共通事項として、政策評価のPDCAサイクルにおける統計の扱いをどうするのかという話になっている。統計の分野から個別の分野ごとに政策評価を位置づけていくことは大変難しく、第1～第3ワーキンググループに共通する課題として、第3ワーキンググループでの議論を基に、基本計画部会の方に提案していくことも考えている。
- ・ 第3ワーキンググループにおいては、政策評価への活用も掲げられており、その中では、「地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。」ということについて議論され、結論はまだ出ていないが、一つの方針として掲げることが妥当ではないかという意見での経過をたどっている。
- ・ 本文の、「また」以降の、「関連する統計体系を明らかにし、」は、医療、福祉、介護ごとに関連するものなのか、または、この3分野間の相互関連なのか、意味

が良く分からないので、表現ぶりを工夫した方が良いのではないかと。別表の表現は比較的分かりやすい。

- ・ 関係、関連と出てくるので余計分かりにくくなっていることから、「医療、福祉及び介護関係の統計体系を明らかにし、」と修正してはどうか。
- ・ 社会保障費用統計の議論の際に多くの情報を集め、何処に統計や情報があるかを把握しているようだが、それらの統計や情報の関連をもう少し明確にして頂きたい。重複、不足はないのかという視点も必要ではないか。
- ・ 医療、福祉及び介護の分野に関しては、調査統計と業務統計、さらには行政記録が多く混在しており、整理が必要という点も入れた方が良いのかも知れない。
- ・ 医療、福祉及び介護の統計については、一定の分かり易い区分に沿って、どのような統計調査、行政記録情報があるかという基礎データの整理が大事ではないか。それを行うことにより、一般の国民、研究者の方にとっても分かり易くなることから、それをまず行うことを優先し、将来的には重複の議論も出来るかも知れないが、当面の作業としてはこのイメージという理解でよろしいか。

→ 一同、異議なし。

◎ 政策評価に関する統計の体系整備については、社会保障全般を含めて、「公的統計の整備に関する基本的な計画（案）」の第1の「施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」「3 経済・社会の環境変化への的確な対応」の中で全体の方向性の中で整理されることであり、第3ワーキンググループの結果を見守りながら対応を考えていきたい。

また、本文の、「また」以降の、「関連する統計体系を明らかにし、」は、医療、福祉、介護ごとに関連するのか、または、この3分野での相互関連なのか、意味が良く分からないとの指摘もあることから、「関連する」を修正、削除する方向で考えたい。

医療、福祉及び介護関連統計のイメージとしては、どういう統計調査であるか、どう行政記録が活用されているかという基礎データの整理を分野ごとに行うなど、分かり易くすることを当面の作業として考えたい。

#### 《OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計について》

- ・ 本文の「OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計」についての事務局からの説明を聞くと、既存統計の代表的な例示として、「国民医療費」が挙げられたとのことなので、そういう趣旨であれば、誤解のないように、「SHA推計の基となる既存統計等」と記載した方がよいのではないかと。

また、平成24年度統計法施行状況報告の審議の際のワーキンググループにおいては、精度向上の取組の報告を受け、取組自体は妥当と判断しており、これは今後も継続されるとのことなので、「引き続きSHA推計の基となる既存統計等の精度向上に努めるとともに」と修正してはどうか。

- ・ 本文では、国際比較可能性の更なる向上の点のみが強調されているが、「基となる既存統計」についての記述を補充した方が良い。
- ◎ 「引き続きS H A 推計の基となる既存統計等の精度向上に努めるとともに」と修正する方向で次回、提示させて頂く。

《社会保障全般に関する統計の整備の項目に係るその他の事項について》

- ◎ 意見もないようなので、社会保障全般に関する統計の整備についての項目における基本計画（案）の変更については、以上の2点について修正を行い、この項目の他の取組事項については了承とする。

また、この項目の「基本的な考え方」をまとめた以降の社会経済情勢の変化等を踏まえた追加すべき点は、意見もないようなので、本日の段階ではなしと整理する。

② 人口減少社会に対応した統計の整備

人口減少社会に対応した統計の整備に係る基本計画諮問（案）について、事務局から資料2に基づき説明が行われた。

また、当該項目における審議のポイントについて、事務局から資料3に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

《現在推計人口の基幹統計化について》

- ・ 平成27年の国勢調査の結果を基に推計することなどを記述した方が良いのではないか。このままだと、外国人の取扱いに関する点だけが問題として映り、そうだとすると、実施時期に関してゆっくりし過ぎている印象を与える。  
また、地方公共団体における推計との関係整理の記述が曖昧である。例えば、地方公共団体の合計が、全国計を上回っているなどの点なのか、全国推計との計算方法の違いについてなのか明確にした方が良い。
  - ・ 国の推計方法の変更については、地方公共団体の推計にも影響するため、国の推計方法の考え方について、地方公共団体に周知することを想定している。
  - ・ 現在推計人口の取扱いについては、十分な期間を取って調整して頂きたい。
  - ・ 北海道以外は各自治体で現在推計人口を公表しているので、十分調整して頂きたい。
  - ・ 国だけの話なら、「地方公共団における推計との関係を整理し、結論を得る。」というより「地方公共団体における推計への影響を考慮し、結論を得る。」の方が適切ではないか。
  - ・ 現在推計人口は、国と地方で考え方を統一するのか。
- 現在推計人口の国と地方の考え方を統一することまでは考えてはおらず、独自の推計方法を使っている自治体を調べるなどの作業を行ったうえで、国の推計方法

について周知をすることを予定している。

- ・ 周知に十分な時間を取る必要はあるが、国勢調査の確定値がなくても、総務省統計局の結論を得るのが平成 28 年度前半とのことなので、実施時期を「平成 28 年度中頃まで」と修正してはどうか。
  - ・ 統計局としての結論のみであれば、実施時期を前倒しすることは可能であるが、その後の諮問、答申を含めて時期を考えると平成 28 年度末となる。
- ◎ 推計人口の基幹統計化に当たり、地方公共団体との関係の記述は明確化し、「地方公共団体における推計への影響を考慮し、結論を得る。」と修正する方向で、次回提示させて頂く。実施時期は 28 年度末で良いのではないかと。

#### 《社会生活基本調査における対応について》

- ・ 社会生活基本調査の事項で記述している「時間利用調査の調和に関するガイドライン」であるが、10 月に欧州統計家会議でガイドラインが承認されたとのことなので、「ガイドラインの内容を注視し」を「ガイドラインの内容を踏まえ」と修正してはどうか。
- ◎ 特に意見はないようなので、「ガイドラインの内容を踏まえ」と修正する方向で、次回提示させて頂く。

#### 《人口減少社会に対応した統計の整備の項目に係るその他の事項について》

- ◎ 意見もないようなので、人口減少社会に対応した統計の整備に関する基本計画（案）の変更については、以上の 2 点について修正を行い、この項目の他の取組事項については了承とする。

また、この項目の「基本的な考え方」をまとめた以降の社会経済情勢の変化等を踏まえて追加すべき点は、特に意見もないようなので、本日の段階ではなしと整理する。

#### ③ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備に係る基本計画諮問（案）について、事務局から資料 2 に基づき説明が行われた。

また、当該項目における審議のポイントについて、事務局から資料 3 に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

#### 《学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について》

- ・ 縦断調査の実施にあたっては、多くの課題があるものの、平成 26 年度に実現可能性の調査研究を検討しており、その結果を踏まえて考えていきたい。
- ・ 学校教育から就業へのライフコースが政策課題とされていることは理解するが、

最近の研究結果では、中学生・高校生からの追跡では遅く、むしろ3歳児頃からの追跡が必要と言われている。この点を考慮すると、厚生労働省の21世紀出生児縦断調査を活用して、中学生からの就業とかの意識をみていくことなども検討してはどうか。

21世紀出生児縦断調査は2001年の特定の月に生まれた人を追っているに過ぎないので、時間と共に変化することを考えると、第1ウェーブ、第2ウェーブと加えていく方法もある。

- ・ 21世紀出生児縦断調査で言えば、欠損パターンを考慮して考えなければならない。この調査は、0歳児から続いており、バースデイに連絡が来るなど、回答者のモチベーションが高いことが想定され、このサンプリングの場合には、政策的に考えている欠損要因とは、別の要因で欠損が起こっている確率が高い。

また、対象児が10代後半になった時に、この年代は回収率が一番低いことから、第1ウェーブ、第2ウェーブと追加していくことも重要だが、現行の調査は、欠損率が10代後半になっても低いのではないかとすることも考えられ、最大限に現在の対象児を有効に活用していくことを念頭に入れて検討すべき。

- ・ 21世紀出生児縦断調査は、対象が中学生になっており、これをベースに拡大していくということも可能性としてはあるが、既存調査に新たな変数、新たな枠組みを増設することの無理もある。今の学校教育とリンクさせた基礎データが不足している現状もあることから、別の縦断調査の可能性も検討すべきではないか。
- ・ 「ライフコース全般」という話になると、話が大きくなりすぎるのではないか。議論の中でも3歳児からという話もあったが、きわめて長いスパンの話になってしまう。
- ・ 文字どおりライフコース全般とすると、出生時から老齢期ということになるので、「全般」は入れない方がよいのではないか。
- ・ 21世紀出生児縦断調査は、次期の基本計画（案）の中でも取り扱われているが、文部科学省とも既に事務レベルで話し合いを持っており、今後の調査の検討に当たって考慮すべき点でもあるが、それらを含めて、平成26年度末までに結論を得ることとしている。平成26年度末としている理由は、平成28年度に対象児が高校生になることを考えると、平成27年度には予算要求が必要になってくることによるものである。

- ◎ ライフコース全般というのはあまり大きすぎることから、「全般」を削除する方向で、次回提示させて頂く。

#### 《「子どもの学習費調査」について》

- ・ 子どもの学習費調査について、「学習費に関する経済的負担のよりの確な把握に向けた調査内容等の充実を図る。」としているが、この調査では、既に経済的以外の調査事項が含まれており、経済的負担という点に限定的にすべきではないので

はないか。

- ・ 子どもの学習費調査では、「経済的負担」以外の調査事項もあると思うので、ご指摘のとおり修正した方が良いと考える。
  - ・ 子どもの学習費調査では、年収の階層別把握を行っていたのではないかと。平成24年度統計法施行状況報告の第2ワーキンググループの審議では、これに加えて、世帯や家族の状況も付け加えた方がより深い分析ができるという指摘になっていた。
- ◎ 子どもの学習費調査については、もう少し、世帯構造などの情報を充実させて、より有用性の高い集計をお願いしたい。むしろ経済的な負担というより、「学習費及びそれに関連する情報のよりの確な把握に向けた調査内容の充実」の方向で、次回提示させて頂く。

#### 《児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について》

- ・ 「客観性及び統一性を確保するため」とあるが、平成24年度統計法施行状況報告審議の際の話では、特定の県について報告が多い、または、少ないとのことであり、この理由として考えられるのが、県毎の認識の違いということでしたので、「統一性」との表現ぶりに違和感がある。比較可能性ということではないか。
- ◎ 統一性というよりも、「整合性」、若しくは、「比較可能性」の方が、調査する側の恣意的なものが入ってこないように思えるので、この方向で次回提示させて頂く。

#### 《教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備の項目に係るその他の事項について》

- ◎ 意見もないようなので、教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備に関する項目における基本計画（案）の変更については、以上の3点について修正を行い、この項目の他の取組事項については了承とする。

また、この項目の「基本的な考え方」をまとめた以降の社会経済情勢の変化等を踏まえた追加すべき点は、意見もないようなので、本日の段階ではなしと整理する。

#### ④ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備に係る基本計画諮問（案）について、事務局から資料2に基づき説明が行われた。

また、ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえた対応について、総務省統計局から資料4を用いた補足説明があった。

その後、ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえた対応に係る審議のポイントについて、事務局から資料3に基づき説明があり、審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

#### 《ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直し》

- ・ 「未活用労働力」という表現はあまり適切ではないのではないか。
- ・ ILOの見直しに伴う変更は、統計に留まらず社会的な影響も大きいであろうことから、28年度末までに慎重に様々な側面から検討を行うべきである。
- ・ ILO決議については対応しなければならない期限があるのか。

→ 決議は拘束力がなく、各国が定義を決める際に参照するもの。したがって、期限は無い。

- ・ ILOにおける国際基準の見直しについての説明では、完全失業率という重要な指標の定義変更であり、慎重な検討が必要となるため、試験調査を実施するということであった。また、今回の決議を受けて、ILOでは、今後、実務的なマニュアルを作成するとの説明であった。

この2点は、別表の取組事項に記述した方が良いのではないかと。

- ・ 決議に拘束力がないとすると、日本の場合、時系列を踏襲しようとするようになるかもしれないが、試験調査を行う趣旨は何か。定義を変更するというを前提に試験調査を実施するのか。

→ 労働力調査は失業率という重要な指標を作成する調査であり、新基準・旧基準で断層が生じる可能性があるため、新基準ではどのような数値となるかあらかじめテストする必要がある。変更するかしないかについては、ILO決議は拘束力がないため、国情によることになる。変更する、しないも含めて検討していくこととなるが、統計委員会からもできる限り国際比較の可能性の観点から十分に配慮して行うことと言われているので、しっかりと検討したい。

◎ 新基準をみると、求職期間が月末1週間から直近4週間となり、今までは、非労働力人口となっていた就業可能でおおむね3ヶ月以内には就業する内定者を、今後は失業者の中に入れてくるという話なので、失業率が上がることが想定される。これらは、国民経済計算やその他の経済・社会統計にも影響するので、時系列比較のためにも、試験調査の実施は必要と考えられる。

この事項については、「ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえ、失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成及び提供について、検討を行った上で、」の箇所について、「ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや実務マニュアルの検討状況を踏まえ、また、失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成及び提供について、試験調査を実施する等の検討を行った上で、」と修正する方向で、次回提示させて頂く。

#### 《労働者の区分等について》

平成25年度末までに厚生労働省において検証することとされている事項の検討状況について、厚生労働省から資料5に基づき補足説明があった。



また、労働者の区分等に係る審議のポイントについて、事務局から資料3に基づき説明があり、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 厚生労働省としては、平成 25 年度末までに検証を終えるが、労働者の区分の変更は他府省の統計にも大きな影響があるため、平成 26 年度以降は府省横断的な議論が必要である。
- ・ 厚生労働省が先行して、案を示したが、「労働者の区分」となると、かなり大きな話となり、府省横断的に検討していくこととなる。そこでは、取りまとめる部署を明確にした方がよいのではないか。
- ・ 担当府省には、「総務省、関係府省」としており、総務省政策統括官が府省横断的な場を設けることになっている。
- ・ 企業、事業所がこの変更により、どれだけ対応できるものなのか。調査できるかどうかという点はとても重要である。

また、対象の調査をどこまで広げていくのか、事務所・企業対象だけでよいのかなどの課題もあり、実施時期は各々なので、一律に時期を明示するのは難しく、一括して記述している。

- ・ 実施時期を細かくすると弊害がある印象である。細かくするよりも原案のイメージで妥当ではないか。
- ◎ この項目の実施時期を平成 26 年度から「実施する」とする原案を妥当とし、総務省、関係府省となっている実施者については、総務省政策統括官が府省横断的な場を設けることとし、現在、厚生労働省が行っている検証等は具体的な措置、方策等として、それを平成 25 年度末までに行うということを了承とする。

《企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備の項目に係るその他の事項について》

- ◎ 意見がないようなので、企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備の項目に関する基本計画（案）の変更については、ILOに関連する部分の1点について修正を行い、この項目のその他の取組の事項については了承とする。

また、この項目の「基本的な考え方」をまとめた以降の社会経済情勢の変化等を踏まえた追加すべき点は、特に意見もないようなので、本日の段階ではなしと整理する。

### (3) 社会経済情勢を踏まえた追加すべき事項の確認

審議を行ってきた4項目の他の人口・社会、労働関連統計における社会経済情勢を踏まえた追加すべき事項については、特に意見が出されず本日の段階ではなしとされた。

また、別途、出席委員には追加の検討事項がないかどうかメールで照会すること

となった。

(4) その他

次回の第2回会合は、11月29日（金）13時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

## 統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第2回） 議事概要

1 日時：平成25年11月29日（金）13:00～14:58

2 場所：中央合同庁舎4号館4階 共用第4特別会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

津谷委員（座長）、北村委員、黒澤委員、樋口委員、廣松委員

#### 【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、  
国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

#### 【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか  
総務省政策統括官（統計基準担当）付：横山統計企画管理官、山田統計審査官、  
澤村企画官、ほか

### 4 議事次第

- (1) 第2ワーキンググループ審議結果（案）について
- (2) その他

### 5 議事概要

- (1) 社会経済情勢を踏まえた追加すべき事項について

社会経済情勢を踏まえた追加すべき事項について、第1回において提案がなかったため、その後メールで再度、提案の有無について照会した結果、特段の意見がなかった旨、座長から報告があった。

- (2) 第2ワーキンググループ審議結果（案）について

「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」の審議

- ① 社会保障全般に関する統計の整備

社会保障全般に関する統計の整備に係る前回の審議を受けた修正案及び修正理由について、事務局から資料1及び2に基づき説明が行われた。

また、政策評価のためのPDCAサイクルへの統計の活用等について、第3ワーキンググループにおける検討状況について事務局から説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 第3ワーキンググループの議論では、政策評価のためという理由で制限なく統計調査が行われるということは好ましくなく、既存統計の利活用の趣旨も含めるべきであるとの意見が出された。このため、基本方針に「基本方針を踏まえ、PDCAサイクルの確立に資するよう、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。」という内容が記載されるよう基本計画部会に提案していく予定としている。
  - ・ 医療、福祉及び介護関係の修正はこの案で良い。第1回でも申し上げたが、社会保障関係の受益と負担とのバランスがわかるものを作成してもらいたい。新たな統計調査を行うということではなく、受益と負担が年齢別に明らかになるものをイメージされれば良いと考える。
- ◎ 社会保障全般に関する統計の整備については、資料1及び2のとおり2点については了承とする。また、他に、確認しておきたい点や修正すべき点はないようなので、本項目の審議結果については、この内容で報告する。

② 人口減少社会に対応した統計の整備について

人口減少社会に対応した統計の整備に係る前回の審議を受けた修正案及び修正理由について、事務局から資料1及び2に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 現在推計人口の基幹統計化の結論を出す実施時期について、統計局の説明では28年度前半に結論が出るとのことなので、平成28年度前半とすることが適当ではないか。
  - 平成28年度半ばまでには、統計委員会へ諮問をする段階の状況にあるが、地方公共団体との調整もあるのでこの時期としているが、実施時期については調整させて頂きたい。
  - ・ 現在推計人口の基幹統計化の実施時期について、国勢調査の結果を基に数値を出すというわけではないが、28年度前半ということに限らなくても良いのではないか。
  - ・ 現在推計人口の基幹統計化の実施時期について、国勢調査のタイムスケジュールが明確ではないが、平成28年度半ばにこだわることはないのではないか。
  - ・ 担当府省の統計局から、前回の会合で説明があったように結論を得るのが28年度半ばまでということ、また、本件は現行の基本計画にも掲げられている積み残し事項ということもあり、可能な限り早期化という意味でも「半ば」としてはどうか。
- ◎ 現在推計人口の基幹統計化の結論の実施時期については、事務局と私とで再度確認、調整することとし、この件に関しては、ご一任頂くということでよいか。
- (一同了解)

- ・ 欧州統計家会議（CES）による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」とあるが「調査の調和に関する」とはどのような意味か。元の英訳はどのようなものか。
  - ・ Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys のことであると思うが、日本では言う社会生活基本調査などの生活時間の調査をどのように行うのか、家事時間をどう測定するか等、加盟国に対してどのような調査項目、調査方法によるべきものを示しているものである。生活は文化や宗教など社会的な背景によって大きく異なるため、データを比較可能とすることを意図しているものとの理解である。
  - ・ 「調和」というとワーク・ライフ・バランスなど balance の意と勘違いしてしまうおそれがある。「調和」が分かりにくいので、表現ぶりを考えた方が良いのではないか。
  - ・ 欧州では、比較可能性という視点のみならず、harmonization の下で一つの統計を作成したいという意向もあり、物価の調査においてもこの用語が使用されている。用語の検討に当たり留意すべきである。
- ◎ 「調査の調和に関する」については、総務省統計局で適当な用語を考える又は英語表記を入れるなど調整をお願いし、修正することとする。

- ・ 国勢調査のオンライン化の推進について、オンライン調査を全国に拡げる方針と聞いているので、推進する内容についてもう少し具体的に記載してはどうか。第3ワーキンググループでは一般的にオンライン化の推進を記述しているが、ここでは具体的に書いた方が良い。

→ 検討させて頂く。

- ◎ 国勢調査のオンライン化の推進については、22年度に既に東京都で実施していることもあるので、事務局と統計局で相談の上、修正案をお示しすることとする。

- ◎ 人口減少社会に対応した統計の整備については、資料1及び2のとおり2点については了承とする。また、国勢調査のオンライン調査を全都道府県に拡大すること、「時間利用調査の調和に関する」については、適当な言葉に修正すること、現在推計人口の実施時期を再検討しお示しすることを前提として、他に、確認しておきたい点や修正すべき点はないようなので、本項目の審議結果については、この内容で報告する。

### ③ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備に係る前回の審議を受けた修正案及び修正理由について、事務局から資料1及び2に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 「学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計」の修正理由にあ

る「特定の時期」というのは、いつを意味するのか。学校を卒業してから、5年から10年を想定しているのか確認したい。

→ 現時点では明確ではないが、趣旨からすると卒業してすぐに離職する人もいるので、卒業して何年かは入ってくるものと考えている。

- ・ 文部科学省で検討しており結論も出ていないようなので、何年間実施するというものを具体的に記述することは時期尚早と考えるが、入職、就職を含めて「就業」という言葉としている。文部科学省で府省間の連携等も含めて検討して頂くことになる。
  - ・ 何れの記述も「学校教育から就業への」としており、「ライフコースにおける移行」としてはどうか。
  - ・ ライフコースへの移行では重複感がある。「ライフコース」を削除し「移行のプロセス」、「移行の過程」としたらどうか。
  - ・ 移行過程とすると、縦断調査によるライフコースの可能性を除外してしまうことになるので入れない方がよい。
  - ・ ライフコースに移行の意味は含まれていると考える。
- ◎ 「学校教育から就業」へのライフコースについて、「全般」を削除するのみにとどめることとする。

- ・ 学習費調査について、前回の議論を踏まえ経済的負担等が削除されているが、前回議論になった世帯の構造を見るという視点はなぜ落ちたのか。「学習費及びそれに関連する情報」とした方がよいのではないか。
  - ・ 本調査は学習費を調査するもので、関連する項目としては、学習費を分析するための項目として今後追加することもあり得る。
- ◎ 文部科学省では、具体的にはこれから検討するということではあるが、分析に資する情報を収集していくつもりであるということなので、「学習費及びそれに関連する情報」という方向での修正をし、改めてお示しする。

◎ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備については、資料1及び2のおおりの3点については了承とする。なお、学習費については、「学習費及びそれに関連する情報」などの趣旨で修正する。この項目については、他に、確認しておきたい点や修正すべき点はないようなので、本項目の審議結果については、この内容で報告する。

#### ④ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備に係る前回の審議を受けた修正案及び修正理由について、事務局から資料1及び2に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 「失業率を補う新たな指標」とは何をさすのか。
- ILOで新たに定義された時間関連不完全就業者と潜在労働力人口を用いた未活用労働に関する指標のことである。
- ・ どのような指標をとるのかということについては、これまでも統計局において様々な議論・整理されており蓄積がある。どうすれば時系列的にも齟齬が起これず、国際的な比較も可能なかの視点から議論した方が良いのではないか。
- ・ 今までの定義はそのままとし、時系列を重視するとともに、新しい定義を追加して比較の可能性を残しながら発展・充実を図るべきである。
- 国際比較の観点、時系列の観点に留意するとともに、過去の研究成果も考慮して検討していく。
- ◎ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しについては、時系列の観点に留意しながら、同時に国際基準に可能な限り対応していくことが必要であることから、「なお、上記の検討に当たっては、時系列比較の観点にも留意する」を「試験調査の実施等を含めた検討を行った上で」の次に移動する方向で修正の調整をし、改めて示すこととする。

- ◎ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しについては、資料1及び2のとおり修正と、「時系列比較の観点にも留意する」の記述位置を変更し、改めて示すことと了承することとする。また、この企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備については、他に、確認しておきたい点や修正すべき点はないようなので、本項目の審議結果については、この内容で報告する。

### (3) 第2ワーキンググループに関連したパブリックコメントについて

事務局から、現時点で第2ワーキンググループに関連したパブリックコメントに寄せられた意見として、「ジェンダー統計」関係で3名の方の意見、労働統計関係として1名の方の意見が紹介され、その後ワーキンググループとして基本計画として追加すべき事項はないかについて審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 「学校教員統計調査」の閲覧公表の結果表の中にはないのか。
- 「学校教員統計調査」の結果表は e-stat に掲載しているものの、今回の意見で提出されているものは掲載されていない。
- ・ 「学校教員統計調査」については、職位、分野、性、年齢別のクロス表が出ておらず、二次的利用もできないため、いろいろな組織が独自にそれぞれ同様の調査を行っている実態もある。
- いろいろなニーズがあれば、表章を適切に変えていくことについて、コスト面も踏まえて検討していくこととなる。
- ◎ 「学校教員統計調査」の今回の要望は、項目は把握できているが、クロス集計結

果の表章の問題であり、学校教員統計調査として検討して頂くこととし、ジェンダー統計としては「公的統計の整備に関する基本的な計画（案）」の第1、施策展開に当たっての基本的な視点及び方針として、必要なものは表章していくことと記述しているので、その中で対応されるのではないか。

- ・ ジェンダー統計は、男女別で表章が行われさえすれば良いという印象があるが、例えば、各分野別ごとの数値が割合しか表章されておらず加工できないという問題があるなど、利用者に使い易い表章になっていない現状もある。
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画（案）」の第1、施策展開に当たっての基本的な視点及び方針として」のジェンダー統計の中では、男女別等統計となっており、男女別に加えて「等」が含まれており、また、地域別表章及び各歳表章の充実を図るとされているので、各府省において充実した表章を行っていく趣旨が記載されているところである。
- ・ 「派遣労働者」は、派遣先の事業者において雇用管理がされているため派遣先での人数が把握できる。一方、「請負労働者」はある一定の仕事を一定の期間で行うという業務の内容で契約しているため、人数、日程の管理は請負先事業所では把握されていない。このため、厚生労働省の提案した「労働者の区分」では、「請負労働者」を「間接労働」としては扱っていない。
  - ・ 正規・非正規の問題の際に出てくる請負の扱いについての意見と理解する。  
厚生労働省が提示した3つの検討の視点の中の事業所を対象とした調査では、直接、間接という点では、「派遣労働者」は間接、それ以外は直接としており、「請負労働者」は直接に区分されると理解される。しかしながら、監督指示と給与という面からは直接に区分されるが、一方で、働いている場所の視点で見ると、請負は間接ともなりかねない。そもそも、直接、間接とは一体何を意味しているのかという議論になってくる。  
「請負労働者」は、世帯調査においては、どのような扱いとなっているのか。
- 雇用者としてそれぞれの会社で呼ばれている(呼称)ところに入っている。
- ・ 請負元では従業員となっても、請負先ではそうではなくなる。パブリックコメントに寄せられた意見はそのような問題をどう扱うべきかという問題提起ではないか。
  - ・ 「請負労働者」の取扱いも含めて、平成26年度から行われる府省横断的な検討の中で、実査可能性や記入者負担も含めて検討していくこととなる。
  - ・ 「請負労働者」を「働いている場所」という概念で区分できるかは、各府省の検討の場で今後よく議論していく必要があるとの認識である。
  - ・ その点をよく議論していただいたい。
- ◎ 横断的な場で今回の意見も加味し、実査の点も含めて今後の検討が行われていくことで整理したい。



◎ パブリックコメントで頂いた内容については、表章の問題やこれからの整理・検討の課題であり、第2ワーキンググループで今から検討すべきとする大きな課題ではないと整理することとしたい。

(4) 取りまとめ

第2ワーキングの「審議結果」報告について、頂いたご意見を基に修正し、再度、委員にメールで照会した上で、12月17日(火)の基本計画部会において、津谷座長から報告することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>